

令和4年度第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年3月8日 水曜日 午前9時30分 農地保全センター（農業委員会） 2階会議室に招集した。

1.総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1.総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1.総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	大内	藤 原 哲 夫	八坂	平 野 素 一
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	長 友 富 男
東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊
朝田	田 邊 正 義				

1.総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1.総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 62 号	農地所有適格法人に係る要件適格届出について
議案第 63 号	農地法第3条の申請について
議案第 64 号	農地法第4条の申請について
議案第 65 号	農地法第5条の申請について
議案第 66 号	非農地証明願いについて
議案第 67 号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 68 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

議案第 69 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 70 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第 71 号	令和5年度最適化活動の目標について
報告第 8 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和4年度第12回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時36分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第62号から議案第71号までの10議案41件、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第62号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」を議題といたします。農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思ひます。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	みなさんおはようございます。農業委員会事務局 です。本日もよろしくお祈ひします。 それでは議案書1ページをごらんください。 「議案第62号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る要件適格届出書の提出があったので、これを承認することについて意見を求める。 番号1番、申請人、 区、 。事業内容についてはご一読ください。主には農業に関する事業であります。続きまして構成員は、 、 歳、ほか 名です。業務執行役員については、右の方に書いてありますが、その中に 委員がいらっしゃるの、今回退室していただきました。取得農地面積は、耕作予定農地面積は後の利用権設定に出てきますが、 m ² 主にはユズ栽培をしていると聞いています。 次のページが構成員の名簿という形で掲載させていただきました。 補足説明です。場所は 基盤整備しているところで、そちらを拠点に今後営農すると聞いています。まずは、ユズ栽培をしていきたいということです。よろしくお祈ひします。 以上です。
議長	只今、「議案第62号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第62号」「農地所有要件適格法人に係る適格届出について」は、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人としてこれを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第62号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」はこれを承認することに決めます。それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、「議案第63号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の■■■■です。よろしくお願いします。 議案書の3ページをごらんください。 「議案第63号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、合計■■■■aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	おはようございます。推進委員の■■■■です。2月20日現地確認を私と■■■■農業委員と事務局職員2名計4名で行いました。場所を説明しますと■■■■を100mほど行った右手にある住宅地の後ろになります。■■■■さんは県外に住んでおり、譲受人の■■■■さんは■■■■で農業を営んでいるということです。お二人は親戚にあたります。■■■■さんが農機具を持ってきて、畑をすると伺っています。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	おはようございます。農業委員の■■■■です。今、■■■■さんが言った通りです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、知人、親戚である譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。また耕作作物については、ネギやバレイショ等を栽培するとのことでした。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	これも2月の20日、■■■農業委員と事務局職員2名と私を含めて計4名で現地確認へ行ってきました。場所の説明をしますと、■■■の交差点より右折しまして■■■方面へ700mくらい行った右手住宅の真裏になるわけですが、ここは道が繋がっておりません。■■■さんの土地を通れば耕作できるような状態の場所です。ご審議のほどよろしく願います。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■委員	■■■委員が言われた通りです。よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■■aありますが、順次整理していくとのことです。耕作作物については水稻をすとお聞きしております。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番と4番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番と番号4番は譲受人が、同一のため、一括して説明します。</p> <p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>続いて、番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人は、先ほどと同様です。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積及び理由は、先ほどと同様です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番と4番について、■■■■農地委員より説明願います。

委員	<p>おはようございます。事務局職員2名の方と私自身と農業委員の計4名で確認に行きました。■さんは■歳と若いので、私も期待しています。申請地は■の前の道を出まして、■方面に行つてすぐのところですよ。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>3番と4番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。</p>
委員	<p>おはようございます。今、■さんから説明した通りでございます。3か月4か月前から■さんが周辺を徐々に耕作するということで借入しているの、何ら問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願ひします。</p>
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>番号3番は、高齢のため農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。番号4番についても、同様の理由です。</p> <p>耕作作物は水稻を予定しております。譲受人は今後も周辺農地の購入を検討しているとのことで聞いておりますので、今後もまた申請があると思われまふ。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号5番、申請人、譲渡人、■、■、■歳、譲受人、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡です。譲受人の経営面積は、田■aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番について、■農地委員より説明願ひします。</p>
委員	<p>おはようございます。2月3日に事務局職員2人と■農業委員と私の4人で現地確認に行きました。申請地■は、■と■の間にあります。ほかの筆は、■から左に曲がって300mくらい行つた■、■の下をくぐつて、2・300m行つたところにあります。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>5番について、■農業委員よりご意見があればお願ひします。</p>
委員	<p>おはようございます。12番の方は■と■の下をくぐつて、2・300m。この上は■が通つています。特に問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願ひします。</p>
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>県外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外になくならず。耕作予定作物は、水稻及び野菜とのことです。</p>

	<p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号6番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>おはようございます。2月17日、私と事務局職員2名と■■■■委員の4人で現地確認を行いました。地図13ページと14ページをご覧ください。現地は■■■■の前を通過して、■■■■の前を右の奥に入ったところです。■■■さんは高齢のため、■■■さんは以前から飼料用トウモロコシを植えています。それをそのまま購入したいということです。ご審議よろしくお願います。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>おはようございます。申請者は、■■■■にあります■■■■で、以前からここで飼料を作っています。今回、■■■さんが、■■■さんに売りたいという話ですので、ご審議お願いしたいと思います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>高齢で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を既に耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■■aありますが、順次整理していくとのことです。</p> <p>また、譲受人は畜産農家で、申請地は飼料用としてトウモロコシが栽培されています。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号7番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■</p>

	<p>㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、合計■■■■aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>7番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>15ページと16ページをご覧ください。■■■■をずっと上の方へ行くと、■■■■があります。ここを少し左の方に下ったところにあるのが申請地です。所有者は■■■■さんですが、管理できないということで、以前から耕作していた■■■■さんにそのまま売買することです。購入後も■■■■さんが作っていきたいということです。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>7番について、■■■■業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>先ほど■■■■農地委員がお話をしましたように、譲渡人の方が高齢で、作業困難ということです。■■■■さんは■■■■歳でございますので、今後頑張ってもらおうということで、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外に■■■■aありますが、順次整理していくとのことです。耕作作物は、水稻を予定しております。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号8番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、合計■■■■aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>8番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>推進委員の■■■■です。2月22日に■■■■農業委員と事務局職員2名と私4名で現地の確認を行いました。申請地につきましては、■■■■を左折いたしまして、その後数100m行き、踏切を渡ります。踏切を渡しまして、■■■■を渡り、まっすぐ行きますと、■■■■方面に行く道ではない方の、■■■■を上ります。そこから約1km行ったところが1番の申請地です。2番3番の申請地は1番の申請地か数百メートル離れているところにあります。申請地は草刈管理されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>8番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>■■■■です。只今、■■■■委員の説明の通りです。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>市外在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を管理している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため、今回申請となりました。</p> <p>申請地は、元々、譲受人の夫が、所有する農地でしたが、亡くなられたため、一旦兄である譲渡人が、相続により取得した土地となります。譲渡人は、市外に在住しているため、管理が困難なことから、現在管理している譲受人に、贈与するとのこと。耕作作物は、水稻及び果樹とのこと。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号9番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。</p> <p>理由は、子への贈与、親から受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	9番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	<p>2月の20日、事務局職員2名、私、■■委員と申請人の■■さん計5人で現地確認を致しました。申請地は■■■■から■■■■を■■■■方面へ5kmほど行った、■■地区のほぼ、県道沿いに位置しています。周りは補助整備されており、今現在も■■として耕作しております。今回は親から子どもさんの方に贈与したいという旨のお話をききました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	9番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■■委員	贈与ということです。内容については■■委員が話した通りです。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子の関係です。今回親子間で、贈与の話がまとまったため、申請となりました。今後も、親子で農業をしていくとのこと。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号10番、申請人、譲渡人、 ■■■■ 、 ■■■■ 、 ■■ 歳、譲受人、 ■■■■ 区、 ■■■■ 。 申請の土地、大字 ■■■■ 字 ■■■■ 、地番 ■■■■ 、地目、台帳、現況ともに ■■ 、地積 ■■■■ m ² 、ほか ■■ 筆、合計 ■■ 筆の ■■■■ m ² です。譲受人の経営面積は、田 ■■■■ a、畑 ■■■■ a、合計 ■■■■ aです。理由は、市外在住のため、経営規模拡大です。 以上です。
議長	10番について、 ■■■■ 農地委員より説明願います。
■■■■ 委員	おはようございます。2月16日に ■■■■ 農業委員と事務局職員 ■■■■ さんと私の3人で現地の確認へ行ってきました。お手元の総会資料25・26ページをお開きください。申請地は ■■■■ から ■■■■ を越えて ■■■■ の手前約1kmの ■■■■ の付近です。申請者の ■■■■ さんは主に ■■■■ と ■■■■ の栽培をされており、以前から隣接の農地を耕作しているため、問題はないと思います。よろしくご審議願います。
議長	10番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があれば願います。
■■■■ 委員	今、 ■■■■ 推進委員が言った通りです。 ■■■■ さんは今まで旦那さんがずっと耕作していました。以前から ■■■■ と話がありまして、今回いい話ができたとです。審議の方よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 市外在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。法人での取得となりますが、譲受人は、農地所有適格法人で、特に問題はありません。また、耕作作物は、 ■■■■ や ■■■■ と聞いております。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 ■■■■■■■■■■ の農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第63号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第63号」「農地法第3条の申請について」は、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第63号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第64号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>事務局の[]です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>「議案第64号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、土地所有者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、一般住宅・倉庫・進入路用地として、申請理由、自宅の老朽化に伴い、自宅横の申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第2種農地で一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	2月17日午後から事務局職員と[]委員と私、申請者の計7人で場所を見てまいりました。場所は[]の横から1.5km行ったところです。[]さんは[]で農業はやってなくて、状況がよくわかっていなかったのかと思います。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	おはようございます。[]委員が申した通りでございます。審議の方よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者[]さんの職業は[]で、現在は申請地横の自宅に居住しています。転用の目的は、自宅の老朽化に伴い、自宅横の申請地に住宅を建築し居住することです。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、[]については、現在居住している[]の敷地内との認識のもと、令和[]年[]月に造成工事を行いました。造成後の設計士との打ち合わせの際に農地であることが判明したため。また、[]については、平成[]年[]月に農道拡幅工事の際に工事の一環として進入路と倉庫を設置してしまったため、今回の申請となりました。このことにつきましては、転用者からの始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅の隣地であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は[]、東側は[]、南側は[]、西側は[]にそれぞれ接しており、自宅の敷地内であり周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。</p> <p>土地計画につきましては、申請地[]の[]㎡を、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅として、申請地[]を、進入路及び倉庫として利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。</p>

	<p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに東側に合併浄化槽を新設して東側の既存住宅の排水路に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第64号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第64号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第64号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第65号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお開きください。</p> <p>「議案第65号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■、■■歳。転用者、■■■■、■■■■、■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、定年退職を機に、親戚が近くに住む申請地に住宅を建築し移住したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■委員	<p>これも2月17日午後に■■■委員と事務局職員2名と行政書士で現地を見ました。■■■ですけど、こは、住宅地の近くで何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>■■■委員が申した通りでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>転用者の■■■■さんは■■■で■■■を営んでいましたが、退職を機に親戚が近くに住む申請地に移住する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p>

	<p>そのため、代替地の検討も行いましたが、親戚が近くにいること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は■、東側は■、南側は■、西側は■にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>新築計画につきましては、申請地■筆■㎡に、1階床面積■㎡、約■坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに西側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■、■、■、■歳、転用者、■区、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。申請内容、資材置場用地・駐車場用地。申請理由、近隣で■を営んでいるが、資材置場及び駐車場が不足しているため、申請地を資材置場及び駐車場として利用したい。こちらは第1種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■農地委員より説明願います。
■委員	<p>今回の土地所有者は■さんですが、転用の届け出ということで■さんから申上がってきた案件です。地図の5ページをご覧ください。■から■へ向かう■にあります。■の■左に向かって橋があり、信号から300m右手にあります。■さんの家の前であるので、■さんから買っていただけないかという申し出がございました。家の方については自分で改装して、資材置き場にして、その両脇の■は小さいので、併せて資材置き場にさせていただければということです。よろしくご審議願います。</p>
議長	2番について、■農業委員よりご意見があれば願います。
■委員	<p>今■委員が申した通り、■さんは■をやっているということと、自宅のすぐ前で管理棟も十分できるということとあります。よろしくご審議願います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■さんは申請地近隣で■を営んでいます。現在利用している資材置場及び駐車場が不足しているため、申請地を資材置場及び駐車場として利用する計画です。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であるこ</p>

	<p>とから第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>申請地は、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外の集落接続に該当し、転用許可ができる農地になります。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■■を挟んで■■、東側は■■■、南側は■■■、西側は■■■■■を挟んで■■にそれぞれ接しており、砂利敷の駐車場を設置する計画ですが、土地の大きな形質変更もなく周辺農地への日照・通風に影響はないため、営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■㎡に、駐車場■■台分及び木材置場を設置して利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、東側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第65号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質問はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
■■委員	<p>農業委員がこんな事訊いていいかわからんのですけど、1番の土地代についてお聞きします。</p>
事務局	<p>議案65号農地法第5条1番の■■■さんから■■■さんへ一般住宅を建てるということで農地を買われるということで、今回土地代自体については■■■と伺っております。農地として市内の地域によっては金額の上下はありますが反当10～30万の間で売買されることが多いのかな。それに対して今回■■■と■■■ではありますが、そもそも家を建てる目的で農地を取得されるということでですので宅地並みの金額でお互いに話がまとまったようですので問題ないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに意見はございませんか。なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第65号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第65号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第66号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。「議案第66号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p>

	<p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和■■年に申請者の父が住宅を建築してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	2月20日、■■農業委員と私と事務局職員2名の計4名で現地確認に行ってきました。■■■■から■■■■方面に■■■■信号機から50m先の場所です。■■年前に申請者のお父さんが建築したということで、現状のまま住んでいるということです。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	只今■■さんが言った通りです。審議よろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和■■年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和■■年に申請者の父が住宅を建設してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に今後も宅地として利用する予定とのことです。以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、令和■■年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、管理が困難なため耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	2月の17日に■■委員と私と事務局職員2名で現地確認を行いました。図面の9・10ページをご覧ください。■■■■は草やら竹やら生えており耕作ができない状態であるから、非農地としての申請でございます。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	■■農地委員が言ったとおりでございます。ご審議またよろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>現地を2月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、令和■年に父からの相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請の経緯ですが、相続で土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま原野として管理する予定とのことです。以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号3番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和■年までみかんを栽培していたが、生育が悪く収量も少なかったため耕作を断念した。現在は雑草木が生い茂っており、土地の一部を令和■年に近隣で太陽光発電施設を設置した際の進入路として造成しているとのことです。以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農地委員より説明願います。</p>
■■■委員	<p>2月の17日に■■■委員と私と事務局2名で現地確認をいたしました。現地は■■■■の■■■から■■■■の方へ6・700mくらい行ったところにあります。■■■■と隣接地でございます。奥は数年前から■■■■沿いに山林化されています。太陽光の進入路として埋め立てたということでございます。ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。</p>
■■■委員	<p>■■■委員が報告あった通り、現在進入路で使っているということです。ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を2月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和■年に売買により申請地を取得しています。令和■年に近隣に太陽光を設置した業者から進入路がないとの相談を受けて、土地の一部を進入路として造成してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請の経緯ですが、太陽光を設置した業者との売買の話がまとまったため、地目変更のため今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。以上です。</p>

議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをお開きください。番号4番、申請者、 、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成 年に贈与により申請地を取得したが、相続時点で雑草木が生い茂っており、耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	2月17日午後 に 農業委員と事務局職員2名とで現地確認に行きました。現地は、 の土地で、昨年6月と10月に、申請した土地の続きでありまして、今回新たに土地が見つかったということで、併せて利用したいということです。問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員のおっしゃった通りです。ご審議よろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を2月17日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者は、平成 年に母からの相続により申請地を取得しています。 申請の経緯ですが、令和4年度第4回総会の際に、近隣の土地の非農地証明を行いました。この土地の申請が漏れていたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に に住む叔父に譲渡して、現状のまま山林として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和 年までみかんを栽培していたが、生育が悪く収量も少なかったため耕作を断念した。現在は雑草木が生い茂っているとのことです。 以上です。
議長	5番について、 農地委員より説明願います。
 委員	先ほど4条1項のところで申請のあった続きです。今すでに荒れております農地として使っていない土地を雑種地として使いたいということでございます。ご審議よろしくお願いたします。
議長	5番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員のおっしゃった通りです。ご審議よろしくお願いたします。

議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、昭和■■年に父からの相続により申請地を取得しています。</p> <p>申請の経緯ですが、先ほど議案第64号でご審議いただきました4条案件と併せて農振除外を行い、地目変更を行うために今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま山林として管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号6番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和■■年に申請者の父が申請地横の土地に住宅を建築する際に、宅地の一部として造成してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	2月22日午後、■■■■農業委員と事務局職員2名で申請地の確認をしました。現地につきましては、資料の17ページ18ページにあります。■■■■の先に■■■■がありますが、そこを右に入りますと申請地があります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今■■■■委員の説明の通りです。ご審議のほどよろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月22日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成■■年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和■■年に申請者の父が住宅を建設する際に一緒に造成してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に宅地と併せて空き家バンクに登録し売却予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。</p> <p>番号7番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、長らく自宅横の家庭菜園として利用してきたが、草刈等の管理が行き届かなくなったため耕作を断念し、平成■■年に申請者の父がコンクリートで舗装してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	2月22日に■■■農業委員と事務局職員2名の計4名で現地確認を行いました。先ほどの■■■■と■■■■からみると右になります。ひよろ長い部分が宅地であります。地図をごらんください。面積が小さいので■■に戻すのも難しいということです。
議長	7番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	現況宅地内ということと、■■㎡という小さな土地で問題ないと思います。ご審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月22日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成■■年に父からの相続により申請地を取得しています。平成■■年に申請者の父が管理困難なため宅地の一部として造成してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請の経緯ですが、空き家と併せて売却する目途が立ったため、土地の整理のために今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号8番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は原野及び宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成■■年に相続により土地を取得しましたが、■■■■については昭和■■年まで牛の飼料置場として、■■■■については平成■■年まで資材置場として、■■■■については昭和■■年から自宅横の駐車場として利用しているとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	8番について、■■■■農地委員より説明願います。

委員	<p>2月20日、委員と私と事務局職員2名と申請者の5人で現地確認をいたしました。申請地の につまましてはから方面へ行った県道沿いの右上。資料21ページ から22ページをお開きください。面積が非常に小さく荒廃しており、農地としてはちょっと利用 できない感じです。につまましては、から方面。現状竹が生はえてお りまして、農地としての利用は難しい。については自宅横の土地で、当時は水稻の苗づくり、2階は駐車場としているため、コンクリーをはってあります。</p>
議長	<p>8番について、農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>只今委員が説明した通りでございます。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を2月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成年に父からの相続により申請地を取得しています。については昭和 年まで牛の飼料置場として、については平成年まで資材置場として利用していま した但现在は原野の状態です。番については昭和年に申請者の父が自宅横の駐車場として造 成してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、先ほどご審議いただきました議案第63号番号9番の案件に名義を変え地目変 更を行いたいため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外 であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地 証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に娘さんへ名義変更を行い、今後も現状のまま管理 する予定とのことです。 以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第66号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意 見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第66号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非 農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第66号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書 を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第67号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題と いたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11ページをごらんください。 「議案第67号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」。 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付の杵築市農業 委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求めます。</p>

	<p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>杵築市空き家バンク登録番号■■■■番。宅地地番、杵築市■■■■大字■■■■字■■■■。宅地面積は■■■■㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	先ほど議案66号7番で説明させていただいた■■■■さんの案件でございます。資料の27・28ページにありますけど、星印を山の手へ行っただけです。現況は■■■■なっておりますが畔がなくもう1枚の田になっている感じです。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員が答えたとおりであります。よろしくお願いします。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>空き家に附随した農地の区域指定については、今回が23回目の案件となります。</p> <p>申請地は、申請者が相続により取得した土地になりますが、空き家と農地の管理が難しいため、空き家と合わせて農地を売却するとのことで、今回の申請となりました。</p> <p>空き家の場所は、図面の3条位置図28ページです。規則第17条第2項を適用する区域の星印で囲んでいる場所となります。</p> <p>また、農地の場所は、空き家近隣にあり、新規就農に際し、充分耕作可能な面積であることから、管理に関しては問題ないと思われまます。</p> <p>なお、購入予定者は、市内在住の方と聞いております。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をした後に、3条申請が提出される予定となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第67号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第67号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第67号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。
議長	次に、「議案第68号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第68号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制

	<p>度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年3月8日 杵築市農業委員会</p>
議長	<p>只今、「議案第68号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質問はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第68号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」については、これを採択することにご異議ございませんか。採択される方は拍手をお願いします。</p>
各委員	<p>拍手多数</p>
議長	<p>拍手多数でありますので、「議案第68号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」については、採択することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号3番から番号8番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。</p>
	<p>< 委員 退出 ></p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。</p> <p>ア、利用権の設定です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。設定期間は、 年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>以後、同じ借受人の場合は、借人の氏名、設定期間及び経営面積は省略をさせていただきます。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、 地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。</p> <p>番号5番、申請人、貸人、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、 地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、 地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。</p>

	<p>番号7番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>補足となりますが、申請の農地は、現在、基盤整備をしており、[]の向かいにあります。譲受人と地元の[]との間で、賃借の話がまとまったため今回申請となりました。</p> <p>耕作作物は、[]の栽培をするとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号3番から番号8番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第69号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号3番から番号8番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第69号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号3番から番号8番については、これを承認することに決めます。</p> <p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。</p>
	<p>< []委員 入室 ></p>
議長	<p>次に、「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号13番から15番と、「議案第70号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見についての「[]」分」は、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[]委員には退出していただきたいと思います。</p>
	<p>< []委員 退出 ></p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16ページです。議案第69号、番号13番からです。</p> <p>番号13番、申請人、貸人、[]、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号14番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号15番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>補足となりますが、番号13番から番号15番は、中間管理機構である公社への貸し付けとなります。</p> <p>配分先については、[]が借り受け予定となっております。詳細は、次の議案第70号での審議事項となりますので、説明は省略をします。</p>

議長	次に、「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番と2番及び9番から12番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>13ページです。議案第69号、番号1番からです。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は、[]年新規で、借人の経営面積は、畑[]a、計[]aです。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は、[]年新規で、借人の経営面積は、畑[]a、計[]aです。</p> <p>続いて15ページです。</p> <p>番号9番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は、[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。</p> <p>番号10番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号11番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計1筆の[]㎡です。設定期間は、[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。</p> <p>番号12番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>今回、大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。</p> <p>また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定面積[]㎡となります。</p> <p>なお、補足になりますが、番号1番から番号2番、番号9番から番号10番までの土地につきましては、相対での利用権設定となります。貸人と、借人との間で、新規に利用権の設定をすることとで話がまとまったとのこととです。</p> <p>耕作予定作物は、番号1番については、カンショ、番号2番は、ユズ等の柑橘、番号9番、10番については、果樹及び野菜とのこととです。</p> <p>続いて、番号11番から番号12番は、中間管理機構である公社への貸付けとなります。</p> <p>配分先につきましては、18ページの利用配分計画（案）に記載しております。貸付先は、番号11番の土地は、[]、番号12番の土地は、[]さんとなっております。詳細は、次の議案第70号での審議事項となりますので、説明は省略をします。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番と2番及び9番から12番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番と2番

	及び9番から12番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第69号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番と2番及び9番から12番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第70号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見についての[]分、[]分を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書18ページです。「議案第70号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、[]区、対象農地は、杵築市[]筆[]㎡です。</p> <p>続いて、借受人、[]区、[]、対象農地は、杵築市[]筆、[]筆の計[]㎡です。</p> <p>詳細は、19ページ以降の貸付調書をご覧ください。</p> <p>[]の借り受け地は、先ほどの集積計画の番号11番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物は水稻となります。</p> <p>続いて20ページです。</p> <p>[]さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の番号12番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物は水稻となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第70号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見についての[]分、[]分を事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第70号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見についての[]分、[]分は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第70号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見についての[]分、[]分は、意見なしとして報告します。
議長	次に、「議案第71号」「令和5年度最適化活動の目標について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第71号」「令和5年度最適化活動の目標について」を説明する。
議長	只今、「議案第71号」「令和5年度最適化活動の目標について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第71号」「令和5年度最適化活動の目標について」は、これを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第71号」「令和5年度最適化活動の目標について」はこれを承認することに決めます。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第8号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書25ページをご覧ください。</p> <p>「報告第8号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第12回杵築市農業委員会総会を閉会します</p>
	(11時42分：終了)